

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。
養女チー（猫）の名前は入っていません。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

さて、2022年は新型コロナウイルスの感染が終息するどころか、第6波、第7波、第8波と波を繰り返す毎に感染者数が増えていき、私の周りでも感染者が現れる事態となりました。しかし、政府の方針が感染防止から経済活動活性化へ舵を切ったせい、自粛疲れのせい、世間では自粛ムードは消え、コロナ禍前の動きを取り戻しつつあります。ウィルスの弱毒化により、インフルエンザ並みの致死率になったとはいえ、後遺症がありますので、もう少し注意をしていきたいと思っています。

そうした行動制限の緩和のせい、昨年は当事務所においても忙しい毎日を送ることができ、ひとえに皆様のお陰と感謝しております。

我が家では、子供達も帰省できるようになって、お婆ちゃん達にも顔を見せることができ、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。愛猫のチーたんも、夏頃は太り気味になり、ジャンプ力が衰えましたが、来年がウサギ年なのでウサギに負けずに飛び跳ねようとダイエットに励み、以前の身軽さを取り戻しました。

さて、創立20周年記念事業の線路沿いの旅は、新型コロナ第6波が猛威を振るっている間は自粛しておりましたが、5月以降は感染対策のコツも分かってきたこともあり、またこのままでは私自身の老化が進み旅もできなくなる心配もありますので、感染状況に関

わらず再開しました。年末までに山陽本線の東方面は兵庫県明石市を通り過ぎて加古川市の曾根駅まで歩き、西方面は広島県大竹市を通り過ぎて廿日市市の大野浦駅まで歩きました。残すところ285営業kmです。

また、創立25周年事業の方は、これまた4月以降に全面再開し、ハーフマラソン43回、フルマラソン25回完走を達成しました。その結果、マラソン全国制覇計画は、47都道府県中30都道府県まで数を増やし、残すところ17府県となりました。また、箱根駅伝コース完走は最終10区を完走し、全区間完走を達成しました。その後は、ニューイヤースタートのコース完走に取り組み、現在1区を走り終えています。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

労働基準法改正について

本年4月1日から改正労働基準法が施行されます。主な改正点の第1は、月60時間を超える残業に対する割増賃金が全ての企業で50%に引き上げられることです（大企業は2010年4月に引き上げられていました。）。第2は、賃金の支払いが、これまでの現金、口座振り込みに加えて、PayPayなどのデジタルマネーによる支払ができるようになることです。もちろん、デジタルマネーによる支払には労働者の同意が必要です。私などはデジタルマネーなど使えない昭和の人間ですが、今の若い人にはデジタルマネーの方が便利なのかも知れません。

先月の出来事と今後の予定

(1) 先月(2022年12月)の出来事

3日(土) 島根県司法書士会 冬期会員研修会(出雲市)

11日(日) 中央森林公園冬の5の倍数マラソン(広島県三原市)

13日(火) 島根県司法書士会 益田支部 研修会

15日(木) 益田アサヒほろにが会

18日(日) みえ松阪マラソン(三重県松阪市)

21日（水）益田鹿足成年後見センター 定例会（Web）

28日（水）仕事納め・忘年会

（2）今月（2023年1月）の予定

5日（木）仕事始め

島根県司法書士会 総合相談センター 電話相談 相談員

9日（日）伊万里ハーフマラソン（佐賀県伊万里市）

13日（金）司法書士法違反事件調査

18日（水）益田鹿足成年後見センター 定例会

19日（木）益田アサヒほろにが会

（3）来月（2023年2月）の予定

11日（土）当事務所研修旅行（広島県廿日市市）

～12日（日）

15日（水）益田鹿足成年後見センター 定例会（津和野町）

16日（木）益田アサヒほろにが会

19日（日）高知龍馬マラソン（高知県高知市）

23日（木・祝）島根県司法書士会 成年後見研修会

当事務所の業務開始は1月5日（木）です。

当事務所では12月29日（木）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。